様式第十一を様式第十二とし、様式第十を様式第十一とし、様式第九を様式第十とし、様式第八を様式第九とし、様式第七の次に次の様式を加える。

**様式第８**（第16条関係）

回避可能費用単価算定根拠届出書

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）

届出者　住　所　（〒　　）

（ふりがな）

氏　名

印

（法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名）

事業者ＩＤ

（事業者ＩＤが発行されている事業者は記載すること）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第１６条の規定により、次のとおり回避可能費用単価算定根拠を届け出ます。

| 届　出　内　容 | | 備考 |
|---|---|---|
| １．火力平均可変費単価に係る諸元 | | |
| (1)送電・高圧配電非関連発受電量のうち火力発電相当（注１）（百万kWh） | | |
| (2)変動範囲関連費（火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費のうちの固有可変費）（注２）（千円） | | |
| (3)変動範囲関連費（固有可変費）（注２）（千円） | | |
| (4)変動範囲関連費（追加可変費）（注２）（千円） | | |
| (5)特定変動範囲関連可変費（可変費）（注３）（千円） | | |
| ２．火力平均可変費単価（電源構成変分認可分）に係る諸元 | | |
| (1)火力可変費（特別変動範囲関連可変費のうち火力可変費の増分単価対象部分）（注４）（千円） | | |
| (2)送電・高圧配電非関連需要に係る発受電量（残存期間）のうち火力発電相当（注１）（百万kWh） | | |
| ３．全電源平均可変費単価及び全電源平均固定費単価に係る諸元 | | |
| (1)変動範囲関連総可変費（注５）（千円） | | |
| (2)特定変動範囲関連可変費（注６）（千円） | | |
| (3)送電・高圧配電非関連需要に係る発受電量（注７）（百万kWh） | | |
| (4)変動範囲関連総固定費（注８）（千円） | | |
| ４．全電源平均可変費単価（電源構成変分認可分）に係る諸元 | | |
| (1)特別変動範囲関連可変費（注９）（千円） | | |
| (2)送電・高圧配電非関連需要に係る発受電量（残存期間）（注７）（百万kWh） | | |
| ５．発電の比率 | | |
| (1)太陽光発電の比率（注１０）（%） | | |
| (2)風力発電の比率（注１１）（%） | | |
| (3)水力発電の比率（注１２）（%） | | |

（注１）一般電気事業供給約款料金算定規則様式第６の２のうち火力発電相当（沖縄電力株式会社にあっては一般電気事業供給約款料金算定規則様式第６の３のうち火力発電相当。）。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注２）一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第７（沖縄電力株式会社にあっては一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第７の２）及び第８。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注３）一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第１３。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注４）一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第１５のうち火力発電相当。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注５）一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第８。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注６）一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第１３。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注７）一般電気事業供給約款料金算定規則様式第６の２（沖縄電力株式会社にあっては一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第６の３。）。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注８）一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第８。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注９）一般電気事業託送供給約款料金算定規則第１５のうち火力発電相当。原価算定期間複数年の場合には、年間平均の数値を記載すること。
（注１０）供給計画（もしくはそれに準じるもの）に織込まれた固定価格買取制度対象電源における以下の比率。「太陽光発電の比率」＝「太陽光発電供給力」÷「太陽光発電容量」×１００
（注１１）供給計画（もしくはそれに準じるもの）に織込まれた固定価格買取制度対象電源における以下の比率。「風力発電の比率」＝「風力発電出力」÷「風力発電容量」×１００
（注１２）供給計画（もしくはそれに準じるもの）に織込まれた固定価格買取制度対象電源における以下の比率。「水力発電の比率」＝「水力発電供給力」÷「水力発電容量」×１００

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。